



令和8年度 にかほ市 結婚新生活支援事業補助金

ご結婚おめでとうございます！
にかほ市に住む新婚夫婦を対象に、結婚に伴う住居費用を補助します！

補助金額

1世帯あたり

最大**30**万円

婚姻日の年齢が
夫婦とも29歳以下なら

最大**60**万円

対象世帯（主な要件）

- ・婚姻日が令和 8年1月1日～令和9年3月31日
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の所得を合計した金額が500万円未満
- ・市や県が推奨するセミナー等を受講または受講予約した夫婦

詳しくは裏面フローチャートか、右側QRの
確認フォームにてチェック！



申請期間

令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）

予算が上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、お早めの事前相談・申請をお願いします。申請が令和9年1月以降となる場合は、令和8年12月25日(金)までに事前相談をしてください。

※事前相談がないと受付できませんのでご注意ください。



主な対象経費

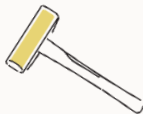
令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った以下の費用が対象です

*住居の購入費・建築費 (建物代のみ)



- 土地代は対象外です。
- 婚姻前に住居を購入・建築した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入、建築した費用が対象です。

*住居のリフォーム費



- 既存の住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の費用が対象です。
- 倉庫、車庫の工事費用、門、フェンスおよび植栽等の外構の工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用は対象外です。
- 婚姻前にリフォームを実施した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に実施した費用が対象です。

*住居の賃借費 (賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料)



- 賃料・共益費は、3か月分が上限です。
※この3か月は、任意の期間で構いません。
- 勤務先から住居手当が支給されている場合は、手当額を差し引いた額が対象です。
- 原則、同居開始後かつ婚姻後に支払った費用が対象です。
※同居開始日は住民登録された日で確認します。
※例外もありますので、婚姻前に支払った費用がある場合はご相談ください。

*引越費用



- 引越業者や運送業者へ支払った費用が対象です。
- 不用品の処分費用など引越しと直接関係のない費用は対象外です。
- レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用は対象外です。

※令和7年度に当該補助金の交付決定を受けた世帯のうち、交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯に、その差額を交付する制度もあります。詳しくはお問い合わせください。



対象世帯フローチャート



START!

対象者チェックはこちらから! >>>



婚姻日は令和8年1月1日から
令和9年3月31日までの間ですか。

【婚姻日】令和__年__月__日



いいえ

はい

婚姻日の年齢は、
夫婦ともに39歳以下ですか。

【婚姻日の年齢】

夫：__歳、妻：__歳

夫婦のうち、令和7年中（R7.1.1～
R7.12.31）に貸与型奨学金を返済
した方はいますか。

【令和7年中の返済額】

夫：__円
妻：__円

いいえ

はい

令和7年中（令和8年度の所得証
明書）の夫婦の所得の合計金額は
500万円未満ですか。

【令和7年中の所得金額】

夫：__円
+妻：__円
=合計：__円

いいえ

夫婦の所得の合計金額から、
令和7年中に返済した奨学金の額を
控除すると、500万円未満ですか。

【再計算額】

所得合計額：__円
-控除額：__円
=再計算額：__円

いいえ

はい

はい

以下すべてに該当しますか。

- 夫婦ともに、対象の住居に住民登録をしている
【住民登録日】夫：__年__月__日、妻：__年__月__日
- 市や県が推奨するセミナー等を受けた、または受講予約をした
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
- 他の公的制度による補助を受けていない（「あきた安全安心住まい推進事業関係補助金」は除く）
- 補助金の交付を受けた日から2年以上継続してにかほ市内に居住する意思がある
- 暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でない

いいえ

はい

対象となりません

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、HP内「申請の流れ（PDF）」に記載のある必要書類
をご用意のうえ、窓口又は郵送で下記担当へご提出ください。
※申請から交付まで1か月半程度かかりますので、ご了承ください。

申請・問合せ先 **にかほ市連携推進課 結婚支援担当**

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町浜ノ田1番地 にかほ市役所象潟庁舎

☎ : 0184-43-7510

✉ : renkei@city.nikaho.lg.jp



HPはこちら

